

2022年度

自己点検・評価報告書

2023年10月

学校法人日本社会事業大学

2023年10月

2022年度 自己点検・評価報告書について

学校法人日本社会事業大学
自己点検・評価検討委員会
委員長 横山 彰
(日本社会事業大学学長)

本報告書は、日本社会事業大学学則第1条の2「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動、組織運営及び施設整備(中略)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」に基づき、2022年度における学生の受入、教育課程・学修成果、学生支援・学修環境の状況について全学的に自己点検・評価を実施し、作成し、公表するものである。

毎年度、本学が自己点検・評価報告書を作成し、公表することの意義は、本学における「内部質保証」を継続的に実施し、然るべき改善と対応措置を行うことで、本学の社会的使命をより良く果たすことにある。

したがって、本報告書に記載されている「1. 自己点検・評価の結果確認された事項」、とりわけ「改善を要する事項」を組織横断的に情報共有したうえで、その改善・向上策に係る「2. 対応措置」を全学的に検討したうえで実施することが重要になる。

この自己点検・評価結果については、本委員会より理事長に報告し、理事長が本報告書の内容をホームページ等を通じて公表するとともに常務理事会にも報告し、毎年度の事業計画の策定や中期計画の見直し等に活用することによって、本学の教育、研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の質の保証を行うとともに絶えず改善・向上に取り組むことで、学則に定める本学の目的及び社会的使命の達成に資することを願う次第である。また、本報告書が、日本社会事業大学の取り組みについてご理解いただく一助となれば幸いである。

【 目 次 】

I 社会福祉学部	P 1
II 社会福祉学研究科	P14
III 福祉マネジメント研究科	P25
IV 施設設備等(共通)	P32
V 参考資料	P42

I 社会福祉学部

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	■ 当該基準を満たす
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	特になし
④特記事項	<p>【分析項目 5-1-1】 時代の要請に応じたソーシャルワーク教育の考え方をアドミッションポリシーに反映させるべく検討を始め、アドミッションポリシーを新たに策定した。</p> <p>【分析項目 5-2-1】 新たに策定したアドミッションポリシーに対応させ、2024 年度入学者選抜における総合型選抜を新設した。</p>
2 対応措置	
(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
<p>【分析項目 5-1-1, 5-2-1, 5-5-2】 入試・広報検討委員会および入試委員会において、時代の要請に応じたソーシャルワーク教育の考え方を選抜方法にさらに反映すべく、引き続き、選抜方法の見直しを行う。その際、過去の選抜区分と入学者の状況を踏まえて行う。また、学部入試委員会において 2025 年度の高校指導要領改訂も踏まえた試験内容の検討を行う。</p>	

II 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	<p>■ 当該基準を満たす</p> <p>◇2021年度自己点検・評価報告書に記述された『対応措置』に対して、2022年度中にどのように対応したか。</p> <p>【分析項目6-2-2】教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること。</p> <p>・3ポリシーについては、中央教育審議会大学分科会大学教育学部会に発表された3ポリシーガイドラインに沿って新たな3ポリシーの作成に取り組み、アドミッションポリシー・ディプロマポリシーを策定し、令和4年5月及び6月の学部教授会において議決し、HPで公表した。</p> <p>【分析項目6-6-3】日本社会事業大学試験規定の改正、日本社会事業大学における成績評価異議申し立てに関する規定・日本社会事業大学成績評価に関するガイドライン・日本社会事業大学社会福祉学部シラバスの作成の手引きの策定をおこなった。</p> <p>【分析項目6-8-4】卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認された。</p> <p>◇2021年度自己点検・評価報告書の『対応措置』に記述されていなかったが、2022年度に対応した改善事項。 特になし。</p>
②優れた成果が認められた事項	<p>オンライン・ハイブリット形式での授業等において、希望する学生を対象にタブレットを貸与した。</p>
③改善を要する事項	<p>(1)複数教員で担当している演習、実習指導等の同一科目について、成績評価基準を作成する。</p> <p>(2)3ポリシー、特にカリキュラムポリシーについて継続的に検討する。</p>

<p>④特記事項</p>	<p>(1)2022 年度中に各種の資料・アンケート結果やその分析等に基づき、新たに対応すべき課題を抽出した。</p> <p>【2022 年度 卒業時学生アンケート結果】</p> <p>1)対象:卒業生 139 名、回答:50 名(回答率:35.9%)</p> <p>2)実施期間:2023 年 2 月 24 日～3 月 17 日</p> <p>3)結果の概要</p> <p>入学の主な目的は、約 8 割の学生が「資格取得(社会福祉士)」「福祉知識の修得」と回答し、9 割以上の学生が入学時の目的を達成できたと答えている。「本学学部がイメージしていたものと適合していたか」の問いには、44%の学生が「大いにあてはまる」、32%が「少しあてはまる」と回答した。「全くあてはまらない」(6%)と回答した理由としては、コロナ禍の影響が記載されていた。</p> <p>大学での教育について、9 割以上の学生が、「今後のキャリア形成に役立つ」「ソーシャルワーカーとして実践するための基本的な力がついた」と答えていた。実践力を備えるために最も役立ったものとしては、実習(82%)と答えた学生が最も多く、次いで、専門的な授業科目(54%)、専門演習・卒業研究(48%)であった。</p> <p>【卒業時学生アンケートからの課題】</p> <p>2022 年度卒業生の 9 割以上が入学時の目的を達成したと答えており、本学のキャリア形成やソーシャルワーカー実践の基礎力がついたと考えられる。</p> <p>(2)対面授業への学生の期待は大きく、新年度は新型コロナウイルス感染状況に留意しつつ全面的な対面授業を再開すべく検討を進める。</p> <p>(3)コロナ状況下のオンライン授業の展開で得られた教育課程における知見を今後も活かしていく。</p>
<p>2 対応措置</p> <p>(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)</p>	
	<p>・FD 協議会において、教育の質の向上を図るため、複数教員で担当している同一科目の成績評価基準の作成についての意見交換をおこない、継続的に検討していくことが確認された。</p>

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学部】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
① 基準を満たしているか否か	<p>〈基準4-2〉 学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>◇「2021年度自己点検・評価報告書」に記述された『対応措置』に対して、2022年度中にどのように対応したか。</p> <p>(1) 課外活動の制限解除について</p> <p>2021年度卒業時学生アンケート結果及び2022年度在学生アンケート結果を踏まえ、今後の感染状況を確認しながら、段階的な制限解除を検討する。</p> <p>⇒2021年度は、毎月事前に届出を行い許可を得た上で活動ができるようにしていた。2022年度は、新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日から5類に移行する政府決定に伴い、活動制限を解除し、コロナ禍以前のルールに戻すことを委員会で検討して案を提出し、コロナ対策本部会議においても承認された。</p> <p>2023年4月1日より、制限なく課外活動が行える予定である。また、新入生オリエンテーションにおけるサークル等の紹介において、入室の人数制限などは行わないこととした。</p> <p>(2) 障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応</p> <p>①障がい学生への合理的配慮を含め、障害学生支援に関する規程等の確認・整備(各部局)</p> <p>⇒「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(文部科学省)」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「合理的配慮ハンドブック(学生支援機構)」の内容を再確認し、他大学の合理的配慮に関するマニュアルやハンドブックなどの情報収集を行った。</p> <p>・PEPNet-Japan(日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク)の運営委員会に置いて、他大学の実施状況・整備状況について、情報共有を行った。</p>
	②優れた成果が認められた事項

③改善を要する事項	<p>(1)障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応 障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮が義務付けへとなることへの対応策を検討する。</p>
④特記事項	<p>◇「2021 年度自己点検・評価報告書」の『対応措置』に記述されていなかったが、2022 年度に対応した改善事項 ⇒ ・学生相談案内のリーフレットの工夫 ・大学祭を6月に実施 ・全学年交流会の企画検討</p> <p>◇2022 年度中に各種の資料・アンケート結果やその分析等に基づいて把握された、今後、新たに対応すべき課題</p> <p>【2022 年 在学生アンケート結果】</p> <p>1)対象:2～4 学年 616 名、回答:166 名(回答率:26.95%) 2)実施期間:2022 年 3 月 30 日～4 月 9 日 3)結果の概要</p> <p>9 割近い学生がアルバイトをしており、約 4 割の学生がアルバイトの目的を「生活費補助のため」としている。コロナ禍において、約 4 割の学生が、アルバイトに影響があったと答えており、多くはアルバイトの日数や時間が少なくなったことでの収入減であった。</p> <p>学生生活全般については、約 4 割の学生が満足していると答えているが、どちらでもないと答えた学生も 4 割ほどであった。満足の理由としては、友人ができたこと、専門的な内容を学習できたこと、サークルができるようになったことなどが挙げられていた。一方、満足していない理由は、通学の機会が少ない、交友関係が築けない、サークルやイベントが制限されていることなどであった。</p> <p>学生相談を利用した学生のほとんどが、「利用してよかった」と答えている。</p> <p>運動場、体育館、講義演習室などの施設については約 6 割が満足、約 3 割がやや不満と回答した。理由として、Wi-Fi 環境、空調管理、生協の営業時間などが挙げられていた。</p> <p>ICT 環境については、6 割以上の学生が不満であると回答し、図書館については、ほとんどの学生が満足と答えていた。</p>

④特記事項

【2022 年度 卒業時学生アンケート結果】

1) 対象: 卒業生 139 名、回答: 50 名 (回答率: 35.9%)

2) 実施期間: 2023 年 2 月 24 日～3 月 17 日

3) 結果の概要

就職支援が役立ったと回答した学生は約 8 割であり、社会福祉士国家試験の対策として有効だったものについては「集中講座」(84%)が最も多く、次いで各種模擬試験(70%)であった。

学生生活について相談できる人は、友達と回答した学生が 9 割以上であるが、76%の学生が学生相談を利用している。

学生相談を利用してよかったかの問いには、75%が「大いにあてはまる」と答え、25%が「少し当てはまる」と回答した。本学で紹介している経済的支援については、9 割の学生が満足していると答えた。

運動場、体育館、講義演習室などの施設について、満足していると答えた学生は 5 割であり、不満の理由として室温調節や Wi-Fi 環境が挙げられている。図書館については、約 9 割の学生が満足と答えていた。

【在学生及び卒業時学生アンケートからの課題】

在学生アンケートにおいて、学生生活全般に満足していると答えた学生は約 4 割であり、コロナ禍で通学が制限されていること、通常の交友や活動・イベントが行えていないことが影響している。課外活動については、届出をし感染対策を講じることで活動できるようにしたが、今後も、コロナ感染状況を見ながら制限解除を検討する必要がある。

行事については、2022 年度は大学祭の時期をずらして開催することができ、次年度につなげることができた。新入生のオリエンテーション・フェスティバルは、昼食をはさまないよう、午前中を 2 日間実施した。次年度に向けて、感染状況に応じた日程や内容の検討が必要である。

学生相談については、在学生・卒業生ともに、利用してよかったと答えており、継続して相談室の周知と相談しやすい環境を維持することが必要である。また、就職支援(模擬面談、就職相談)は、登校自粛の中でも対面で実施しており、学生のニーズに応えられたものと考えられる。

図書館については、学生の満足度が高かった。学習環境については、2021 年度中にインターネット Wi-Fi スポットの追加工事が完了し、2022 年度より学生用の Wi-Fi スポットを設置して、学生が学内で利用できるようにしたが、満足と答えた学生は 5 割であり、今後も利用状況などを確認する必要がある。

④特記事項	【対策】 ・学習環境の確認と調整を引き続き行うこと。
2 対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
(1)障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応 ①障害学生への合理的配慮を含め、障害学生支援に関する規程等の確認・整備(各部局) ②聴覚障がい学生支援プロジェクト室の位置づけを含め、組織の改編(各部局で検討) ③合理的配慮に関するガイドブック等(運営委員会等で検討・提案)により、教職員及び学内関係者に周知 (障害者差別解消法改正法:2024年4月1日から施行)	

基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
H30.4	同窓会、教育後援会等との連携強化について	平成30年度～令和3年度事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の有力な支援団体である同窓会、教育後援会等との連携を強化し、教育・研究・学生支援活動の充実を図る。 ・PCR検査費用寄付により学生の健康管理の充実を図る（令和3年度）。 	総務部 学生支援部	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済（一部） <input type="checkbox"/> その他（ ）	基準4
R4.4	学生寮の改善	令和4年度事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境の整備及び全居室への冷暖房完備は実施済みであるが、 	総務課 学生支援課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中	基準4

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
			老化に伴い生じる問題に、随時対応。 ・学生寮とは別に、JKK 東京と締結した連携協定 (R.3 年) による「久留米下里住宅」の入居支援。		<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
R4.9	障害を理由とする差別解消の推進に関する法律第11条第1項の求める対応指針 障害学生への合理的配慮の義務化への対応	大学改革支援・学位授与機構「書面調査による分析状況」及び「確認事項」 障害を理由とする差別解消の推進に関する法律の改正	①障害学生への合理的配慮を含め、障害学生支援に関する規程等の確認・整備 (各部局)。 ②聴覚障がい学生支援プロジェクト室の位置づけを含め、組織の改編 (各部局で検討)。 ③合理的配慮に関するガイドブック等 (運営委員会等で検討・提案) により、教職員及び学内関係者に周知。	学部教授会 学生委員会、学生支援課 教務委員会、教務課 研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 4
【学部事項】						
R4.4	社会福祉士等、国家試験対策の強化	令和 4 年度事業計画	・各種対策講座を実施。方法については、新型コロナウイルス感染状況に応じて、オンラインまたは、ハイブリット形式を検討。 ・状況に応じて、模擬試験の自宅	国家試験対策委員会 学生支援課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 4

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
			受験に対応。			
R4.4	公務員試験対策の充実	令和4年度事業計画	各種就職ガイダンス、法人合同説明会等の実施。方法としては、オンラインやハイブリッド形式を検討。 模擬試験の実施および対面での面接対策の指導。	就職対策委員会 学生支援課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準4
R.4.4	学生の健康管理及び学生相談体制の維持	令和3年度、保健管理センター・学生相談室等の専門職による月報及び年報	保健管理センター・学生相談室等の専門職の連携維持。 電話やメール、Zoom等、対面以外の相談形式の継続。	保健指導委員会 学生支援課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準4
R4.4	入試・広報検討委員会の設置	第1回学部教授会議事録	・学部の特設委員会として入試・広報検討委員会を設置し、入試や広報のあり方を検討する。	入試・広報検討委員会 入試委員会 広報委員会 入試広報課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 (一部) <input type="checkbox"/> その他 ()	基準5

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
R4. 4- 11	入試区分の検討	第 7 回第 9 回学部教授会議事録	・入試区分について検討し、具体的な対応策を整理する。	入試・広報検討委員会 入試委員会 広報委員会 入試広報課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済（一部） <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 5
R. 5. 3	新設の総合型選抜を踏まえたオープンキャンパス等の取り組み	第 16 回学部教授会議事録	・新設の総合型選抜についての教職員の理解を定着し、次年度以降のオープンキャンパス等の取り組みを強化する。	入試委員会 広報委員会 入試広報課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済（一部） <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 5
R4. 4	タブレットの貸与	第 1 回学部教授会議事録	・オンライン、ハイブリット形式での授業等においてタブレットの貸与を希望する学生を対象として実施する。	教務委員会 教務課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 6
R4. 4-5	アドミッションポリシー・ディプロマポリシーの策定	第 2 回第 3 回学部教授会議事録	・アドミッションポリシー・ディプロマポリシーのガイドラインに沿って策定し、HP で公表する。	学部運営委員会 教務委員会 教務課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済	基準 6

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の 進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
					<input type="checkbox"/> その他 ()	
R. 4. 6	卒業生アンケートの実施	第 3 回学部教授会議事録	・日本社会事業大学社会福祉学部意見聴取実施要領に基づいて卒業後一定期間を経た卒業生に意見を聴取する。	教務委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 6
R4. 11	日本社会事業大学試験規定の改正、日本社会事業大学における成績評価異議申し立てに関する規定・日本社会事業大学成績評価に関するガイドライン・日本社会事業大学社会福祉学部シラバスの作成の手引きの策定	第 8 回学部教授会議事録	・3 ポリシーに基づく試験、シラバス、成績評価についての規定を整備する。	教務委員会 教務課	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 6

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※年月の欄は、機関別内部質保証体制において、確認された年月を記載してください。

※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意してください

Ⅱ 社会福祉学研究科

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域5 学生の受入に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	【基準 5-1】 学生受入方針が明確に定められていること
	■ 当該基準を満たす
	【基準 5-2】学生の受入が適切に実施されていること
	■ 当該基準を満たす
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	【基準 5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること
④特記事項	<p>【基準 5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること、に関連して以下の取組みを行った。</p> <p>①2021 年度に大学院研究科委員会において決定した相談会から入試に至るまでのフォローアップの仕組みを、今年度の相談会においても継続して実施し、適切に参加者に希望教員を紹介し入試に繋げるよう組織的体制を強化した。</p> <p>②大学院研究科委員会において、2021 年度よりの入試説明会及び個別懇談会の実施方法を協議して、受験希望者が参加しやすいように、全ての開催回についてオンライン形式で実施した。</p> <p>③大学院研究科委員会において、入学者の確保に向けて今後の在り方等について協議し、教員情報を進学情報誌(紙媒体、インターネット)に掲載し広報促進を図った。</p> <p>④大学院研究科委員会において、前期課程入学者促進等の観点から、学内推薦制度に加えた強化策として、2022 年度より学部卒業生を対象にした入学金の見直しを行った。</p> <p>⑤2022 年度より受験料の見直し(引き下げ)を行った。</p> <p>⑥2022 年度より web 出願に完全移行し、受験生の出願し易さによる受験生促進を図った。</p> <p>⑦大学院研究科委員会において、説明会や入試時の学生アンケート調査結果を分析を通して、個別相談会や広報活動に関する評価を行い、2023 年度の学生確保に向けて検討した。</p>

④特記事項	⑧学部からの大学院入学の促進に向けて、入試広報課において、3、4年生学部オリエンテーション時に大学院入学案内パンフレットを配布し、情報提供、動機付けを図った。同時に、大学院研究科委員会において、学部ゼミ担当教員に学生への広報強化を依頼した。
<p>2 対応措置</p> <p>(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)</p>	
<p>【基準 5-3】実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること、に関連した対応措置</p> <p>①大学院研究科委員会において、博士前期及び後期課程の入学者確保に向けた入試改革(留学生枠の新設等)について議論し、運営委員会内において、2025年度実施を目途に具体的な作業に着手する。</p> <p>②大学院研究科委員会に於いて、広報活動の一環として、専門職能団体誌(日本医療ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士協会、日本精神保健福祉士協会)に大学院案内の掲載を検討した。2023年度の掲載を予定している。</p>	

II 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準		
1 自己点検・評価の結果確認された事項		
①基準を満たしているか否か	<基準 6-1> 学位授与 ■ 当該基準を満たす	
	<基準 6-2> 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)の整合性を審議・決定した。 ■ 当該基準を満たす	
	<基準 6-3> 大学院シラバスガイドラインを作成 ■ 当該基準を満たす	
	<基準 6-4> ①シラバスや修士論文並びに論文博士審査手続き方法、②博士論文学外審査委員の手続き方法の申し合わせ事項の明確化 ■ 当該基準を満たす	
	<基準 6-5> 要支援学生への合理的配慮 ■ 当該基準を満たす	
	<基準 6-6>①研究科成績評価ガイドラインの作成、②成績評価異議申し立てに関する規程による明記 ■ 当該基準を満たす	
	②優れた成果が認められた事項	特になし
	③改善を要する事項	(1)<基準 6-3>「社会福祉学研究方法論概論」についての位置づけ (2)<基準 6-4>①博士論文審査方法・手続き、②共同研究承諾書の様式、③博士論文学外審査委員の手続き方法の明確化、④大学院の時間割編成の協議、⑤大学院シラバスに向けた協議 (3)<基準 6-6>大学院における成績(審査含む)の情報開示及び異議申し立てに関する取扱いについて
	④特記事項	特になし

2 対応措置

(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)

(1)「社会福祉学研究方法論概論」について〈基準 6-3〉

入学時に集中で開講している「社会福祉学研究方法論概論」必修科目(2 単位) 15 回のシラバスの教授内容について協議する。

(2)①博士論文審査方法・手続きの明確化〈基準 6-4〉

博士論文審査スケジュールに合わせ、これまで実施してきた審査方法・手続きについて整備。スケジュールに合わせて、審査委員・審査員長等のすべきこと、異議申し立て手続き等を明確にする。

(2)②共同研究承諾書の様式の検討〈基準 6-4〉

第 3 次予備審査時に提出する研究業績について、共同研究の成果が含まれる場合は、各共同研究者から承諾書の提出が必要であったが、様式は任意であったため、承諾書の様式を整備し、必要な記載内容を明確にする。

(2)③博士論文学外審査委員の手続き方法について〈基準 6-4〉

学外審査委員を 2 名以内加えることができるが(学位規程第 6 条)、これまで十分機能してこなかった。公平公正かつ専門的に博士論文審査を実施するために、学外審査委員の手続き方法について整備し、体制づくりを行う。

(2)④大学院の時間割の協議〈基準 6-4〉

大学院の現行時間割について、大学院生が履修しやすい時間割を具体的に協議する。

(2)⑤大学院シラバス作成に向けて〈基準 6-4〉

大学院シラバス作成ガイドラインを再検討を行い、大学院シラバス作成時期(11月)までに協議する。

(3)大学院における成績(審査含む)の情報開示及び異議申し立てに関する取扱いについての明確化〈基準 6-6〉

成績評価申立てに関する規程を基にして、2022 年度より運営委員会で協議してきた「大学院における成績(審査含む)の情報開示及び異議申し立てに関する取扱いについて」の具体的な内容・手続きについて整備する。

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【社会福祉学研究科】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
① 基準を満たしているか否か	<p>〈基準4-2〉 学生に対する生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>◇2021年度自己点検・評価報告書に記述された『対応措置』に対して、2022年度中にどのように対応したか。</p> <p>(1) 障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応</p> <p>① 障害学生への合理的配慮を含め、障害学生支援に関する規程等の確認・整備(各部局)</p> <p>⇒ ・「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(文部科学省)」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「合理的配慮ハンドブック(学生支援機構)」の内容を再確認し、他大学の合理的配慮に関するマニュアルやハンドブックなどの情報収集を行った。</p> <p>・PEPNet-Japan(日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク)の運営委員会に置いて、他大学の実施状況・整備状況について、情報共有を行った。</p>
	② 優れた成果が認められた事項
③ 改善を要する事項	<p>障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応</p> <p>: 障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮が義務付けへとなることへの対応策を引き続き検討する。</p>
④ 特記事項	<p>◇2021年度自己点検・評価報告書の『対応措置』に記述されていなかったが、2022年度に対応した改善事項。</p> <p>・特になし</p> <p>◇2022年度中に各種の資料・アンケート結果やその分析等に基づいて把握された、今後新たに対応すべき課題。</p> <p>○2022年度研究大学院在学学生・卒業予定者アンケートを実施(2023年2月24日～3月17日)</p> <p>対象人数:26名 回答者:6名(回答率23.1%)</p> <p>・回答者全員が「本学がイメージしたものと適合していた」「大学院での教育は今後のキャリア形成に役立つ」と回答した。</p>

<p>④特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学で紹介している経済的支援について、約7割が「とても満足」「やや満足」と回答した。研究費の補助を求める記載もあった。 ・講義・演習室などの施設及び院生研究室等については約8割が満足と回答したが、PCやプリンタなどの設備及びICT環境については「満足」は5割であった。図書館については、全員が満足と回答した。 <p style="text-align: center;">⇒課題:設備及びICT環境の整備</p>
<p>2 対応措置</p> <p>(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)</p>	
<p>障害学生への合理的配慮の義務付けへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害学生への合理的配慮を含め、障害学生支援に関する規程等の確認・整備(各部局) ②聴覚障がい学生支援プロジェクト室の位置づけを含め、組織の改編(各部局で検討) ③合理的配慮に関するガイドブック等(運営委員会等で検討・提案)により、教職員及び学内関係者に周知 <p>(障害者差別解消法改正法:2024年4月1日から施行)</p>	

基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【社会福祉学研究科事項】						
H28.3 R4.3	大学院社会福祉学研究科博士前期課程において実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていないことについての対応	大学機関別認証評価自己評価書 (令和4年6月) 大学機関別認証評価報告書 (令和5年3月)	相談会から入試に至るまでのフォローアップの仕組みを検討・対応、ならびに組織的体制強化、広報活動の強化を図る。		<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域5 基準5-3
R4.4	博士号授与に至る審査プロセスの明確化(審査手続き・スケジュール、書類)の整備	令和4年度事業計画	博士論文申請及び審査の手続きを整備する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準6-7

R3. 12 R4. 4	大学院生の研究の推進のために研究倫理申請書類の整備、大学院ガイドブックの中にある研究倫理申請方法の周知を図る	平成 28 年度～令和 3 年度事業計画 令和 3 年度第 8 回、9 回委員会議事録 令和 4 年度社会福祉研究方法論概論、研究倫理説明会実施	大学院生への研究倫理教育のために、e-ラーニングを必須化し、強化し大学院ガイドブックの中にある研究倫理の意義の講義や申請の説明会を実施し、周知を図る。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 6 - 3
R3. 9 R4. 4	授業形態の多様化のために、対面を基本としつつも、リアルタイムでの対面とオンラインの併用の（対面でなければならない科目を除いて）実施	平成 28 年度～令和 3 年度事業計画 令和 3 年度研究科委員会資料 令和 4 年度研究科委員会資料	コロナ禍後を見据えて、今後の大学院のあり方を検討する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 6 - 5
R3. 11	研究所との連携として、院生の学術奨励研究員申請の準備のために、申請希望院生の学会参加・発表等への助成（令和 4 年より実施）	平成 28 年度～令和 3 年度事業計画 令和 3 年度研究科委員会資料	大学院生の研究環境の整備のため、本学社会事業研究所と連携して、申請希望院生の学会参加・発表等への助成を行なうことを検討する。このことにより、院生の研究生生活の安定性のために寄与できる学術奨励研究員申請を促す。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準 4 - 2

R3.3	博士論文提出までの在学期間を検討するとともに、博士後期課程退学後3年以内の学位取得のあり方についての検討	平成28年度～令和3年度事業計画 令和2年度3月研究科委員会資料	FDにおいて、大学院の今後のあり方の検討など、博士論文提出までの在学期間を検討するとともに、博士後期課程退学後3年以内の学位取得のあり方についても検討する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域5 基準6-2
R4.5	論文博士審査方法・手続きの整備	令和4年5月研究科委員会資料	事前審査申請があった場合に、申し合わせ事項に沿って審査を実施、今後の論文博士審査方法・手続きについて検討する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準6-7
R4.6	大学院研究科の学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)の見直し	平成30年6月～7月大学院研究科委員会資料 令和4年5月FD協議会、6月研究科委員会資料	教育研究指導の基本3ポリシーの整合性をはかるために、FD委員会で広く意見聴取したうえで、大学院研究科委員会で議決する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準6-2

R4.11	研究科成績評価ガイドラインの作成	令和4年11月研究科委員会資料	授業計画(シラバス)に記載した講義のねらいと到達目標、成績評価の方法・基準に基づき、厳格で客観的かつ公正な成績評価を行うため、成績評価ガイドラインを作成する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準6-6
R4.12	修士論文審査手続き及び方法(D評価が1つでもあった場合の審査)の明確化	令和4年12月研究科委員会資料	D評価が1つでもあった場合の審査方法について検討し、令和4年度の審査より実施する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準6-7
R5.1	博士論文審査方法・手続きの見直し	令和5年1月研究科委員会	修正論文提出(1月初旬)から評価表提出までのプロセスがタイトなスケジュールのため見直しを行い、令和5年度より実施する。	大学院社会福祉学研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準6-7

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※年月の欄は、機関別内部質保証体制において、確認された年月を記載してください。

※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意してください。

Ⅲ 福祉マネジメント研究科

I 学生受入れに関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域5 学生の受入に関する基準		
1 自己点検・評価の結果確認された事項		
①基準を満たしているか否か (前年度の対応措置の進捗状況含む)	<p>■ 当該基準を満たす</p> <p><基準5-1>(専門職大学院認証評価:視点2-1に相当) ・特記事項なし</p> <p><基準5-2>(専門職大学院認証評価:視点2-2、3、4、5、8に相当) ・アドミッションポリシーに選抜方法を統合して改定した。</p> <p><基準5-3>(専門職大学院認証評価:視点2-6、7に相当) ・質の高い学生確保のため、令和4(2022)年度より入学試験の全区分で筆記試験(小論文、語句説明)を課した。 ・入学試験の審査を適正に行うため、書式を含め規定の改訂を行った。</p>	
	②優れた成果が認められた事項	特になし
	③今後、改善を要する事項	事項1:入学試験の書類審査について、規定に基づいた明確な運用を行うため見直しを行う。
	④特記事項	特になし
2 1-③への対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)		
<p>事項1:入学試験の書類審査について、規定に基づいた明確な運用を行うため見直しを行う。</p> <p>・令和5(2023)年度秋の入試管理委員会で協議し、同年度入試より運用を実施する。</p>		

II 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域6 教育課程と学修成果に関する基準	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か (前年度の対応措置の進捗状況含む)	<p>■ 当該基準を満たす</p> <p><基準6-1>(専門職大学院認証評価:視点3-1に相当) ・ディプロマ・ポリシーを改定した(第4回議事録)</p> <p><基準6-2>(専門職大学院認証評価:視点3-1に相当) ・カリキュラム・ポリシーのを改定した(第7回議事録)</p> <p><基準6-3>(専門職大学院認証評価:視点3-2, 3, 4に相当) ・「生活困窮者支援」「コミュニティソーシャルワーク」の新科目を立ち上げ、同科目担当教員による「事例研究(共生社会)」開講。</p> <p><基準6-4>(専門職大学院認証評価:視点3-5, 6, 7, 8, 9, 11, 13に相当) ・専門職大学院授業計画書(シラバス)作成要領の見直しを行った(第7回、第8回議事録)</p> <p><基準6-5>(専門職大学院認証評価:視点3-8, 9, 11, 14に相当) ・認定社会福祉士認証・認定機構が定める大学院ルートとして専門職大学院グループスーパービジョン開始(第2回議事録)</p> <p><基準6-6>(専門職大学院認証評価:視点3-15に相当) ・試験規程をシラバスの到達目標の達成度を基準とした成績基準に改定した(第8回)</p> <p>・「日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科成績評価ガイドライン」の作成(第7回、第9回、第10回、第11回議事録)</p> <p>・「日本社会事業大学における成績評価異議申し立てに関する規程」の修正(第11回議事録)</p> <p><基準6-7>(専門職大学院認証評価:視点3-17に相当) ・実践課題研究評価ペア教員の標準化。対人援助系教員とマネジメント系教員、混合で論文評価を実施(第3回議事録)</p> <p><基準6-8>(専門職大学院認証評価:視点3-16、視点4-2に相当) ・修了生アンケートの内容を見直し実施(第11回議事録)</p>
	②優れた成果が認められた事項

③今後、改善を要する事項	<p>事項1: 教員間で成績評価のバラつきが認められる</p> <p>事項2: グループスーパービジョンは、開始2年目となり、現状把握を要する</p>
④特記事項	特になし
<p>2 1-③への対応措置</p> <p>(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)</p>	
<p>事項1: 教員間で成績評価のバラつきが認められる</p> <p>・令和5(2023)年度5月にFD委員会を実施し、成績評価分布を共有し、細かい成績のつけ方など意見交換を行い、バラつきの是正に向けて方針をたてた。</p> <p>事項2: グループスーパービジョンは、開始2年目となり、現状把握を要する</p> <p>・令和5(2023)年度の9月の運営委員会でグループスーパービジョンを振り返る機会も設けた。10月以降の運営委員会で次年度以降の体制を検討する。</p>	

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【福祉マネジメント研究科】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か (前年度の対応措置の進捗状況含む)	<p>■ 当該基準を満たす</p> <p><基準4-1>(専門職大学院認証評価:視点7-1~4に相当) ・オフィスアワーを時間割上に配置し、専門演習担当教員により実施した。</p> <p><基準4-2>(専門職大学院認証評価:視点5-1~12に相当) ・修了後のキャリア教育として、2月4日に修了生達を講師とした参加型シンポジウムを実施した。</p>
	②優れた成果が認められた事項
③今後、改善を要する事項	<p>特になし</p> <p>事項1:文京校舎における授業のための機器準備を行う事務サポートスタッフを配置する。</p> <p>事項2:院生の自己学習のために、文京校舎に高性能PCを交換設置、清瀬校舎の教室wifiの使用開放を行う。</p>
④特記事項	特になし
2 1-③への対応措置 (誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)	
<p>事項1:文京校舎における授業のための機器準備を行う事務サポートスタッフを配置する。</p> <p>・令和5(2023)年度4月より人員を確保した。運用状況をみながら適宜改善を図る。</p> <p>事項2:院生の自己学習のために、文京校舎に高性能PCを交換設置、清瀬校舎の教室wifiの使用開放を行う。</p> <p>・令和5(2023)年度5月より清瀬校舎の教室wifiの使用開放を行い、同8月より文京校舎ラウンジのPCの交換設置(各教室鍵付き保管庫内のものと交換)を行った。</p>	

基準 2 - 3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【福祉マネジメント研究科（専門職大学院）事項】						
H29.6	清瀬キャンパスの土曜日における図書館開館時間の延長について	専門職大学院認証評自己点検評価報告書（平成 29 年 6 月） 専門職大学院認証評報告書（平成 30 年 1 月） 平成 29 年度、30 年度、令和 3 年度学生意見交換会記録	平成 30 年 4 月、専門職大学院の院生が登校する土曜日の開館時間を午後まで延長した。順次拡大し、令和 4 年 4 月からは毎週延長されることとなった。	大学附属図書館	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域 4 基準 4 - 1
H31.4	働きながら学びやすい環境づくりの推進について	平成 31 年度事業計画 令和 2 年度事業計画 教育課程連携協議会（2021 年 3 月） 令和 2 年度学生意見交換会記録 令和 3 年度学生意見交換会記録 令和 4 年度学生意見交換会記録	令和 2 年 7 月に学則改正を行い、恒久的に双方向型メディア等を活用した働きながら学びやすい環境づくりを推進した。令和 5 年度も継続して細部の検討を行う。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域 6 基準 6 - 4
R2.4	入学者確保に向けて	令和 2 年度事業計画 令和 3 年度事業計画 令和 4 年度事業計画	令和 2 年 8 月以降、入試 HP、動画媒体、SNS 活用、FB 広告など入試広報を抜本的に見直し、継続的に改善を図っている。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域 5 基準 5 - 3
R2.4	教育カリキュラムについて	令和 2 年度事業計画 令和 3 年度事業計画 教育課程連携協議会	令和 3 年度より、認定社会福祉士大学院ルートへの対応を行った。令和 4 年度より、共生社会の実現	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 (一)	領域 6 基準 6 - 3 基準 6 - 4

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
		(令和3年7月)	を念頭としたカリキュラム改革を実施し、カリキュラム・ポリシーを改訂した。改革をふまえた科目の立ち上げなどは令和5年度に行う。		部) <input type="checkbox"/> その他 ()	
R2.4	教員採用について	令和2年度事業計画 教育課程連携協議会 (令和4年3月) 教育課程連携協議会 (令和5年2月)	今後数年間で定年を迎える教員が続くため、教育カリキュラム、大学全体の方針を含め、採用計画を固めて対応を図る。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域1 基準1-2 領域6 全般
R2.4	入試改革について	専門職大学院研究科委員会議事録 (令和元年度、令和2年度)	全入学試験区分に対して筆記試験を課し、質の高い学生を確保する。令和2年度より検討を開始し、令和4年度より実施に移った。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域5 基準5-3
R3.4	三ポリシーについて	令和3年度事業計画 大学機関別自己点検評価報告書(令和4年度)	三ポリシーについて表現の見直し、構造の見直し、選抜方法の記載などを令和4年度中に対応済み。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域6 領域5
R4.4	シラバスについて 成績基準について	大学機関別自己点検評価報告書(令和4年度) 専門職大学院認証評報告書 (令和4年10月)	シラバスにおける到達目標の設定、それに基づく成績基準の明確化、成績評価意義申立てなどを明確化する。令和4年度に対応済み。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域6 基準6-4 基準6-6
R4.10	文京キャンパスについて	令和4年度事業計画 専門職大学院認証評報告書 (令和4年10月) 令和3年度学生意見交換会記録 令和4年度学生意見交換会記録	文京キャンパスにおけるオンライン授業の機器準備体制、窓口業務の改善、サポートスタッフの配置、適切なPCの交換などを行う。	専門職大学院研究科委員会	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	領域4 基準4-1

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※年月の欄は、機関別内部質保証体制において、確認された年月を記載してください。

※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意してください。

IV 施設設備等(共通)

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【附属図書館】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	■ 当該基準を満たす
(認証評価事項 [分析項目 4-1-5])	(1) 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること : [学術情報基盤実態調査(大学図書館編)にて]
②優れた成果が認められた事項	
(改善された事項)	(1) 令和3年度(2021年度)に図書館利用規程を改正し、令和4年度(2022年度)より土曜日閉館時間12時30分を15時に延長した。 (2) 令和3年度(2021年度)に図書館利用規程を改正し、令和4年度(2022年度)に学生の図書貸出冊数上限を増やした。 (3) 令和4年度(2022年度)に、高校生の利用促進を図るため、高校生の館友登録料区分を「他大学教職員・学生(¥2,000)」の中に位置づけることにより、館友登録料の実質値下げを行った。 (4) 令和4年度(2022年度)に、コロナウィルス感染症の流行がレベル0の場合も、利便性を高めるために、図書の宅配サービスを継続することとした。
③改善を要する事項	
(計画を延長した事項)	(1) 閉架書庫と開架書庫の「雑誌」コーナーの他大学等の紀要は、機関リポジトリで基本公開しているため、令和3年度に処分方針を定め、令和4年度(2022年度)から該当する紀要の処分を順次行った。そして、空きスペースを利用して「雑誌」スペースを確保し、館内全体の適正配架を計画的に行っていく予定である。 (2) 令和5年度(2023年度)情報機器更新等を主眼とするコンピュータ室等の整備計画を立案することとした。
(新規追加項目)	

<p>④特記事項</p>	<p>(1) 特色(図書館間相互協力 ILL 受付件数の増) NACSIS-CAT 接続機関(1,341 機関)中</p> <p>1)文献複写</p> <p>ア. 複写受付(他機関から本館に依頼) : 184 位 (昨年度:173 位)</p> <p>イ. 複写依頼(本館から他機関に依頼) : 1,027 位 (昨年度:970 位)</p> <p>2) 図書資料貸借</p> <p>ア. 貸借受付(他機関から本館に依頼) : 93 位 (昨年度:108 位)</p> <p>イ. 貸借依頼(本館から他機関に依頼) : 884 位 (昨年度:1,082 位)</p> <p>(2) 学生向け無線 LAN 環境の整備</p> <p>令和 4 年(2022 年度)3 月施工、翌 4 月(2023 年度)より運用を開始した。</p> <p>(3) 令和 4 年(2022 年度)高大連携協定校生徒の夏季休暇期間の図書館利用許可を再開した。</p>
<p>2 対応措置</p> <p>(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)</p>	
<p>(1) 上記の1-①の文部科学省学術情報基盤実態調査に関して、令和 3 年度分は令和 4 年 11 月に提出済、令和 4 年度分は令和 5 年 11 月に提出予定。</p> <p>(2) 上記の1-②-(1)は、第3期中期計画及び令和3年度事業計画に基づき、令和 3 年 5 月 17 日開催の第 1 回図書館運営委員会で方針を協議し、7 月 26 日開催の第 2 回同委員会で関係規程の改正を協議した上で、10 月 25 日開催の第 4 回同委員会の議を経て、11 月 16 日開催の常務理事会において決定し令和 4 年度から実施している。</p> <p>(3) 上記の1-②-(2)は、第3期中期計画に基づき、令和 3 年 5 月 17 日開催の第 1 回図書館運営委員会で方針を協議し、7 月 26 日開催の第 2 回同委員会で関係規程の改正を協議した上で、10 月 25 日開催の第 4 回同委員会の議を経て、11 月 16 日開催の常務理事会において決定し令和 4 年度から実施している。</p> <p>(4) 上記の1-③-(1)は、第 4 期中期計画及び令和 4 年度事業計画に基づく事項を、令和 5 年 2 月 20 日開催の第 4 回図書館運営委員会において 令和 5 年度以降も継続していくことを協議し、令和 5 年度事業計画案を策定した。</p> <p>(5) 上記の1-③-(2)は、令和 5 年度事業計画における図書館の ICT 化推進、令和 4 年度卒業生等アンケート調査より、新規に改善すべきと判断した項目となる。</p>	

基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）【附属図書館】

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
H28.4 (2016.4)	学生の図書館利用の利便性を高めるために、図書館の開館時間を長くする必要はある。	第3期中期計画 (平成28年度～令和3年度) 平成28年度事業計画 平成29年度事業計画 令和2年度事業計画 令和3年度事業計画 参考: 図書館-中期計画・事業計画(28～33) 2021.10 法人ヒヤリング資料 図書館-中期計画・事業計画 H3107 進捗状況-運営委員会資料 全学連絡調整会議(R5.1/2023.1)	通信教育科の授業がある土曜日の閉館時間12時30分を13時まで延長(H28/2016) 専門職大学院の清瀬校舎で授業がある土曜日の閉館時間12時30分を13時まで延長(H29/2017) 月曜日の夜間開館(17時～20時)を再開。(R2.4/2020.4) 土曜日の閉館時間を12時30分から15時に延長(R4.4/2022.4) 利用実績等から、開館時間延長以外の利便性を考えることとした。(R5.1/2023.1)	附属図書館	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	基準4-1-5
H28.4 (2016.)	資料の選定と除籍について明文化し、利便性をなるべく落とさず、しか	第3期中期計画 (平成28年度～令和3年度)	管理・利用に関する諸規程の全面的に見直し、不要資料の選別・廃	附属図書館	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中	基準4-1-5

<p>4)</p>	<p>し、蔵書スペースを確保する必要がある。</p>	<p>平成 28 年度事業計画 平成 29 年度事業計画 令和 3 年度(2021 年度)事業計画 参考: 図書館-中期計画・事業計画(28 ~33) 2021. 10 法人ヒヤリング資料 図書館-中期計画・事業計画 H3107 進 捗状況-運営委員会資料</p>	<p>棄計画を策定した。(H28/2016) 複本、公開資料の計画的廃棄を行 い、図書資料については適正開架 を終了した。(H29/2017) 公開資料(雑誌)の整理を実施す るための計画を策定した。 (R3/2021) 計画に従って資料の処分を行っ た(R4/2022)</p>		<p><input type="checkbox"/> 対応済 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (引き続き蔵書 スペースの確保 について検討す る)</p>	
<p>R4. 3 (2022. 3)</p>	<p>コンピュータ室等の整備</p>	<p>2022(令和 4)年度卒業生等アンケー ト調査 令和 5 年度(2023 年度)事業計画</p>	<p>コンピュータ室の機器更新計画 を検討した。 デジタルコンテンツ(含卒論デジ タル化)の拡充計画の策定に取り 組んだ。(R4/2022~)</p>	<p>附属図書館 総務課 LAN 管理センター</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>基準 4-1-4 基準 4-1-5</p>

III 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

区分:【総務部】

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	■ 当該基準を満たす
②優れた成果が認められた事項	特になし
③改善を要する事項	全般的な老朽化が進んでおり校舎・建物・設備全ての改善が急務である。 とりわけ令和4年度は空調機関連と基幹ネットワーク機器の経年劣化による故障が目立った。
④ 特記事項	<p>(1)豊かな自然環境と福祉教育の専門性を活かした大学として、施設・設備の充実と地域に根差した特色化を積極的に進めている。また、個々のニーズを把握しすべての利用者の視点に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザインを全学的に推進している。</p> <p>(2)竹丘キャンパスは、保健・医療・福祉の町である清瀬市に立地し武蔵野の面影が残るクヌギ、サクラ、ナラ、アカマツ等の樹木が保存され豊かな自然環境の中で、バリアフリーに対応した施設・設備を完備し社会福祉を専門的に学ぶ学習環境に適している。</p> <p>(3)かつて国民病と云われた結核に罹患しこの地で長期の療養生活を送った人々には著名な文学者も存在し、苦難を乗り越え療養に励んだ姿を史跡として保存するなど土地柄を活かした福祉教育の特色化を進めている。</p> <p>(4)土地・建物の特徴として国有財産のため政府予算による改修工事が計画的に行われている。</p> <p>(5)東京都住宅供給公社と「公社賃貸住宅及び周辺地域の活性化に係る連携・相互協力に関する協定」を締結し、通学にアクセスの良い「久留米下里住宅」で快適な学生生活を送りながら、高齢化傾向にある団地住民の方たちとの交流により地域共生社会に根差したコミュニティの創出や地域活性化を共にめざしている。</p>

対応措置

(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)

令和5年5月22日開催の第1回理事会・評議員会において、令和4年度事業報告の中で以下の施設整備等の実施内容を審議し決定した。

(1)国の施設整備費により、介護実習棟空調機の更新工事を実施した。

(2)また、このほか以下の施設整備に着手した。

[竹丘校舎]

- ・エネルギーセンター内空調機修繕 ・図書館棟及び厚生棟換気用送風機修繕
- ・消防設備点検不具合箇所修繕 ・空調機自動制御装置用UPS交換
- ・空調関連データ保存機器用UPS交換 ・各棟間渡り廊下屋上整備
- ・図書館棟3階空調機(アネモ)修繕 ・講堂棟調光室内防火ダンパー修繕
- ・講堂棟2階食堂前自動扉修繕 ・テニスコート門扉修繕
- ・ボイラー関連機器不良部品交換 ・各教室天吊りテレビ撤去

[文京校舎]

- ・ラウンジ照明修繕 ・車椅子昇降機ブレーカー及びバッテリー交換
- ・空調機4階系統修繕 ・エレベーター作動油交換 ・建築設備点検不具合箇所修繕

[松窓寮]

- ・無線LAN環境構築

[宿泊施設]

- ・通過ガスメーター交換

(3)令和3年度以降の検討課題となっていたLAN設備改修工事の内、基幹ネットワーク機器の更新、光配線の引き直しとLAN 配線の一部引き直しを実施した(今回更新対象とならなかった機器・LAN配線については次年度以降の検討課題)。

令和5年3月24日に開催された第3回理事会・第2回評議員会において、令和5年度事業計画の中で以下の施設整備等の実施内容を審議し決定した。

・講堂棟外壁塗り直し工事等のほか、本学全体のICT化を見据えて、必要なネットワーク機器の更新を行う

・学生寮(松窓寮)のICT環境の整備など、学生の学習・生活環境改善に重点を置いた施設整備を引き続き行う

・教育・研究環境の向上を目指し、ラーニング・コモンズを新たに設けるための検討を早急に行い、その早期実現に努める

・現在、主に海外からの留学生用宿泊施設として利用されている「ゲストハウス」(花小金井)について、今後主に「国際交流会館(仮)」として活用する方向で早急に検討する

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準(学部・大学院基準 4-2)	
1 自己点検・評価の結果確認された事項	
①基準を満たしているか否か	■ 当該基準を満たす
②優れた成果が認められた事項	(1)課題となっていたLAN設備改修工事の内、基幹ネットワーク機器の更新、光配線の引き直しとLAN配線の一部引き直しを実施し、安定したインターネット環境の整備を完了した。 (2)公式ホームページのリニューアルを完了した。 (3)教学システム(ウェブ・ポータルシステム等)の更新にむけた分科会を立ち上げ、より効果的な新システムの構築を目指した検討を開始した。
③改善を要する事項	(1)今回更新対象とならなかった機器・LAN配線の一部については次年度以降の検討課題として積み残した。
④特記事項	(1)教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されている。 (2)聴覚障がいのある学生全員とノートテイク用のパソコンをそろえ、聴覚障がいのある学生は、授業において常時使用することができる。聴覚障がいのある学生用にロジャーを常備し、適宜貸与している。 (3)視覚障がいのある学生の教材のデータ化に必要な機器(スキャナー、Win-Reader、また弱視用の拡大機等)を常備し、適宜使用している。
<p>対応措置</p> <p>(誰が、いつ、何のために、いかに、どのような改善・向上策を、立案・提案し、審議・決定し、実施するのか、について記述できることを記述する)</p> <p>令和5年3月24日に開催された第3回理事会・第2回評議員会において、令和5年度事業計画の中で以下の施設整備等の実施内容を審議決定した。</p> <p>(1) 本学全体の ICT 化を見据えて、必要なネットワーク機器の更新を行う</p> <p>(2) 学生寮(松窓寮)のICT環境の整備など、学生の学習・生活環境改善に重点を置いた施設整備を引き続き行う</p> <p>(3) 教育・研究環境の向上を目指し、ラーニング・コモンズを新たに設けるための検討を早急に行い、その早期実現に努める</p>	

基準 2 - 3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

分析項目 2 - 3 - 1 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

【分析の手順】

・機関別内部質保証体制において決定された対応措置（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※確認された事項及び計画された取組については、各基準と関連付ける。

・計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2 - 3 - 1）

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施主体	計画の進捗状況	関連する基準
年月	内容	根拠となる自己点検評価結果等				
【大学共通事項】						
R3.05.	COVID-19 に対応した ICT 活用時に於ける個人情報漏えいインシデントへの対応について	令和 3 年 5 月 19 日 個人情報保護委員会（1. 個人情報漏えい問題への対応について） 本学ホームページからの情報漏えいに関する検証委員会調査検証報告書 第 4 期中期計画	情報漏えいに対する検証委員会を立ち上げ、情報漏えいをもたらした要因について検証した。ICT ガバナンスの向上のために、個人情報保護についての研修を行った（対応済）。また、中期計画に「積極的な業務の ICT 化を踏まえた大学運営全体の効率化の推進	総務課、情報戦略推進会議	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済（一部） <input type="checkbox"/> その他（ ）	基準 4 - 1 - 4

			<p>と IT ガバナンスの構築」という項目を立て、継続的に、大学運営全体の効率化の推進と ICT ガバナンスの構築に努めることとした。</p> <p>なお公式ホームページのリニューアルに伴う「学校法人日本社会事業大学公式ホームページ管理運用規程」の一部改正の検討を予定している（対応中）。</p>			
--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

※指摘事項、意見など、自己点検・評価において、改善・向上が必要と確認された事項すべてについて記載してください。

※年月の欄は、機関別内部質保証体制において、確認された年月を記載してください。

※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意してください。

V 参 考 资 料

学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程

令和4年5月19日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、日本社会事業大学学則第1条の2に基づき、本学における「内部質保証」（大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育、研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価（以下「自己点検・評価」という。）し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと）を実施するために必要な事項を定める。

(責任体制)

第2条 本学における内部質保証の実施を全体的に統括し、円滑に推進するため、学長を統括責任者とする。

2 統括責任者を補佐し、自己点検・評価等を適切に実施するため、別表のとおり各内部質保証の区分ごとに実施責任者を置くものとする。

(自己点検・評価検討委員会)

第3条 本学における内部質保証の実施に関する重要事項を審議するため、別に定めるところにより学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(自己点検・評価の実施方法等)

第4条 自己点検・評価の実施方法等については別途定める。

2 自己点検・評価結果については、統括責任者が一括して委員会に報告する。

(自己点検・評価結果の報告と公表)

第5条 自己点検・評価結果については、委員会で審議のうえ、委員会より理事長に報告するものとし、理事長はその報告書の内容をホームページ等を通じて公表するものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 自己点検・評価結果については、常務理事会に報告し、中期計画の見直し、毎年度の事業計画の策定等に十分に活用するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月19日から施行する。
- 2 学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会規程(令和4年1月18日付制定)は廃止する。

(別表)

I. 学生受入に関する内部質保証の実施責任者

区分	部局等	実施責任者
社会福祉学部入試	社会福祉学部	社会福祉学部長
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長

II. 教育課程・学修成果の内部質保証の実施責任者

区分	教育課程	実施責任者
社会福祉学部	福祉計画学科 福祉援助学科	社会福祉学部長
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント研究科長

III. 学生支援・学修環境に関する内部質保証の実施責任者

区分	部局等	実施責任者
学生支援	社会福祉学部	社会福祉学部長
	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長
学修環境	施設・設備	総務部 事務局長
	ICT 環境	情報化戦略推進委員会 学長
	図書館	附属図書館 図書館長

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会細則

令和4年5月19日

細則第1号

(設置の目的)

第1条 学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程（以下「規程」という。）第3条に基づき、内部質保証に関する重要事項を審議するため、学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 社会福祉学研究科長
- (4) 福祉マネジメント（専門職大学院）研究科長
- (5) 社会事業研究所長
- (6) 附属図書館長
- (7) 事務局長
- (8) 学長が指名する本学教員3名程度

(任期)

第3条 前条第8号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は第2条第1号の委員（学長）とする。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証の基本方針の策定に関する事
- (2) 内部質保証の推進のための組織体制に関する事
- (3) 自己点検・評価の基本方針の策定に関する事
- (4) 自己点検・評価の実施に関する事
- (5) 自己点検・評価結果のとりまとめに関する事
- (6) 自己点検・評価結果に基づく改善指示に関する事
- (7) 自己点検・評価結果の公表に関する事
- (8) 自己点検・評価報告書の作成に関する事
- (9) その他学長が必要と認める事項

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学長室において処理する。ただし、自己点検・評価の実施にかか
るものについては、規程別表の区分等に応じて、当該部局が分担して行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、令和4年5月19日から施行する。

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価実施要領

令和4年5月19日
制定

この要領は、学校法人日本社会事業大学内部質保証に関する規程第4条第1項に基づき、学生受入、教育課程・学修成果、学生支援・学修環境に関する実施責任者及び担当各部署の自己点検・評価の実施方法等について定めるものである。

I. 学生受入に関する自己点検・評価

入学者受入れの実施状況について継続的な改善・向上を行うため、関係部局等において実施責任者のもと自己点検・評価を実施する。また、実施した自己点検・評価は学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会（以下「自己点検・評価検討委員会」という。）へ報告し、学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上のための活動を行う。

(1) 学生受入に関する内部質保証の実施責任者

学生受入に関する内部質保証の実施責任者は以下のとおりとする。

区分	部局等	実施責任者
社会福祉学部入試	社会福祉学部	社会福祉学部長
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント 研究科長

(2) 自己点検・評価方法

前項で定める部局等ごとに、以下の表のとおり、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が作成する大学機関別認証評価自己評価実施要項（自己点検・評価を実施する当該年度において最新年月の改訂版とする。以下「実施要項」という。）において定める「領域5学生受入に関する基準」の分析項目のうち、5-1-1 から 5-3-1 について分析を行い、実施要項において定める基準のうち 5-1 から 5-3 について、大学機関別認証評価自己評価書（以下「自己評価書」という。）により自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

部局等	基準	分析項目
社会福祉学部	5-1	5-1-1
社会福祉学研究科	5-2	5-2-1、5-2-2
福祉マネジメント研究科	5-3	5-3-1

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、各部局の以下の委員会等が実施する。

区分	部局等	委員会等
社会福祉学部入試	社会福祉学部	入試委員会
社会福祉学研究科入試	社会福祉学研究科	入試管理委員会
福祉マネジメント研究科入試	福祉マネジメント研究科	入試管理委員会

(4) 学生及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

①学生受入に関する調査

(1) 聴取対象	学生
(2) 実施時期(頻度)	年1回程度
(3) 実施部局	学部入試委員会 社会福祉学研究科入試管理委員会 福祉マネジメント研究科入試管理委員会

②委員会等における学外有識者の意見(ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。)

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3)で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める「領域2 内部質保証に関する基準」の自己評価書別紙様式2-3-1(以下「別紙様式2-3-1」という。)によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2-3-1を報告することとする。なお、報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和4年4月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第二期	令和5年10月末	別紙様式2-3-1
第三期	令和6年10月末	別紙様式2-3-1
第四期	令和7年10月末	別紙様式2-3-1
第五期	令和8年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第六期	令和9年10月末	別紙様式2-3-1
第七期	令和10年10月末	別紙様式2-3-1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

II. 教育課程・学修成果に関する自己点検・評価

本学の学生は、学部・研究科等の三つのポリシーに基づいて展開される体系的な教育課程のもとで学修することから、実施責任者は学修の基本単位となる教育課程について自己点検・評価を実施するとともに、学修成果の自己点検・評価を実施する。実施した自己点検・評価は、各学部・研究科等の組織単位でとりまとめ、自己点検・評価検討委員会へ報告し学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上活動を行う。

(1) 教育課程・学修成果の内部質保証の実施責任者

教育課程・学修成果に関する自己点検・評価及び改善・向上活動の内部質保証の実施責任者は、つぎの表に示す当該自己点検・評価のとりまとめを行う各学部・研究科等の長とする。

区分	教育課程	実施責任者
社会福祉学部	福祉計画学科 福祉援助学科	社会福祉学部長
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学研究科長
福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント専攻	福祉マネジメント研究科長

(2) 自己点検・評価方法

自己点検・評価方法は、以下のとおりとする。

- ① 前項で定める教育課程ごとに、機構が作成する実施要項において定める「領域 6 教育課程と学修成果に関する基準」の分析項目(6-1-1から6-8-5)について分析を行い、その分析の結果を各学部・研究科等の組織単位でとりまとめ、実施要項において定める基準(6-1から6-8)について、自己評価書により評価基準を満たすかどうかの自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。
- ② 前項で定める教育課程ごとに、以下の事項について自己点検・評価を実施する。
 - ア ディプロマポリシーが本学の目的に則して定められていること
 - イ カリキュラムポリシーが本学の目的及びディプロマポリシーと整合性をもって定められていること
 - ウ 学修成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、以下の委員会等が中心となって実施する。

部局等	委員会等
社会福祉学部	教務委員会
社会福祉学研究科	運営委員会
福祉マネジメント研究科	運営委員会

(4) 本学関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者)及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める本学の関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者)及び学外有識者からの意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 授業評価調査

(1) 聴取対象	学生
(2) 実施時期(頻度)	各学期末まで、通年の場合は年度末までに実施
(3) 実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

② 卒業（修了）時の達成度調査

(1) 聴取対象	卒業（修了）時の学生
(2) 実施時期（頻度）	毎年卒業（修了）時
(3) 実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

③ 卒業生（修了生）の教育成果調査

(1) 聴取対象	卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用主
(2) 実施時期（頻度）	3～4年に1回
(3) 実施部局	学部教務委員会 社会福祉学研究科運営委員会 福祉マネジメント研究科運営委員会

④委員会等における学外有識者の意見（ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。）

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3)で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める「領域2 内部質保証に関する基準」の別紙様式2-3-1によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2-3-1を報告することとする。なお、報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和4年4月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第二期	令和5年10月末	別紙様式2-3-1
第三期	令和6年10月末	別紙様式2-3-1
第四期	令和7年10月末	別紙様式2-3-1
第五期	令和8年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第六期	令和9年10月末	別紙様式2-3-1
第七期	令和10年10月末	別紙様式2-3-1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

III. 学生支援・学修環境に関する自己点検・評価

本学学生の学修相談や助言，生活支援，進学・就職支援などの学生支援や，学修を行う施設・設備，ICT 環境，学術図書，文献調査等の学修環境の状況について継続的な改善・向上を行うため、関係部局等において実施責任者が自己点検・評価を実施する。また、実施した自己点検・評価は、自己点検・評価検討委員会へ報告し学内で情報共有を行い、同委員会の改善指示等により改善・向上活動を行う。

(1) 学生支援・学修環境に関する内部質保証の実施責任者

学生支援・学修環境に関する内部質保証の責任者は以下のとおりとする。

区分		部局等	実施責任者
学生支援		社会福祉学部	社会福祉学部長
		社会福祉学研究科	社会福祉学研究科長
		福祉マネジメント研究科	福祉マネジメント研究科長
学修環境	施設・設備	総務部	事務局長
	I C T 環境	情報化戦略推進委員会	学長
	図書館	附属図書館	図書館長

(2) 自己点検・評価方法

前項で定める部局等ごとに、以下の表のとおり、機構が作成する実施要項において定める「領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準」の分析項目のうち、4-1-1から4-2-5について分析を行い、実施要項において定める基準のうち4-1、4-2について、自己評価書により評価基準を満たすかどうかにより自己評価を実施する。なお、分析にあたっては、実施要項の分析項目に記載されている分析の手順を参照し、分析項目に係る根拠資料・データを整理する。

部局等	基準	分析項目
社会福祉学部	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
社会福祉学研究科	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
福祉マネジメント研究科	4-2	4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-2-4、4-2-5、4-1-6
総務部	4-1	4-1-1、4-1-2、4-1-3
情報化戦略推進委員会	4-1	4-1-4
附属図書館	4-1	4-1-5、4-1-6

(3) 自己点検・評価の実施主体

自己点検・評価の実施にあたっては、以下の委員会等が中心となって実施する。

区分		部局等	委員会等
学生支援		社会福祉学部	学生委員会
		社会福祉学研究科	学生委員会
		福祉マネジメント研究科	学生委員会
学修環境	施設・設備	総務部	同左
	I C T 環境	情報化戦略推進委員会	同左
	図書館	附属図書館	図書館運営委員会

(4) 学生及び学外有識者からの意見聴取

以下で定める意見聴取結果を自己点検・評価に活用する。

① 学修環境、学生支援に関する調査

(1) 聴取対象	学生	
(2) 実施時期(頻度)	年1回程度	
(3) 実施部局	学生支援	学部学生委員会
	施設・設備	社会福祉学研究科学生委員会
	ICT 環境	福祉マネジメント研究科学生委員会
	図書館	(学生支援に関する調査内で実施)

②委員会等における学外有識者の意見(ただし、外部委員が構成員にいない組織についてはこの限りではない。)

(5) 自己点検・評価の結果確認された事項への対応措置

自己点検・評価の結果確認された事項の対応措置は、(3)で定める委員会等において改善・向上計画を検討・策定・実施し、機構が作成する実施要項において定める別紙様式2-3-1によりその進捗状況を取りまとめ、情報共有のため、次項で定める自己点検・評価検討委員会への報告を行う。

(6) 自己点検・評価書及び対応措置の進捗状況報告並びに改善・向上活動

各部局等は、自己点検・評価検討委員会へ自己評価書及び別紙様式2-3-1を報告することとする。報告時期は、原則以下の表のとおりとする。

報告時期		報告書類
第一期	令和4年4月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第二期	令和5年10月末	別紙様式2-3-1
第三期	令和6年10月末	別紙様式2-3-1
第四期	令和7年10月末	別紙様式2-3-1
第五期	令和8年10月末	自己評価書及び別紙様式2-3-1
第六期	令和9年10月末	別紙様式2-3-1
第七期	令和10年10月末	別紙様式2-3-1
※ 以降第一期からの繰り返し		

報告後、自己点検・評価検討委員会から改善指示等があった場合は、前項で定める対応措置と同様に取り扱い、改善・向上を行う。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年5月19日から適用する。
- 2 学校法人日本社会事業大学自己点検・評価実施要領（令和4年2月7日付制定）は廃止する。
- 3 この改正実施要領は、令和5年4月10日から施行する。

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会名簿
(2023年4月1日)

横山 彰	学長
蒲生 俊宏	社会福祉学部長
小原 眞知子	社会福祉学研究科長
井上 由起子	福祉マネジメント研究科長
竹内 幸子	社会事業研究所長/図書館長
山岸 仁	事務局長
下垣 光	教育研究調整主幹(教務担当)
森 千佐子	教育研究調整主幹(学生支援担当)
贄川 信幸	教育研究調整主幹(入試担当)

学校法人日本社会事業大学自己点検・評価検討委員会開催日

第1回	4月10日
第2回	5月8日
第3回	7月3日
第4回	9月4日
第5回	10月2日